

## 入札公告

平成29年 4月10日

次のとおり一般競争入札に付します。

地方独立行政法人広島市立病院機構  
理事長 影本 正之

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名 平成29年度 歯科用薬品（共通）臨時1

#### [ メトコール外2件 ]

(2) 品名及び予定数量 配布資料による。

(3) 規格等 配布資料による。

(4) 契約期間 平成29年5月1日から平成30年3月31日まで

(5) 納入場所 配布資料による。

(6) 入札方法 一般競争入札（開札前に入札参加資格の有無を確認）

ア 入札金額は、単価（整数）を記載すること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。

(2) 広島市の競争入札参加資格「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「07-01 医療用薬品」に登録されている者であること。

(3) 公告日から開札日（再度入札を実施する場合は、再度入札の開札日をいう。）までの間において、営業停止処分又は広島市の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 本市の区域内に本店、支店、営業所等を有する者であること。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、参加資格を確認された者であること。

(6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(7) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

- オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 広島市競争入札参加資格指名停止措置要綱第2条第1項に規定する別表各号に掲げる指名停止の措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する行為等を行った者
- ク アからキまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

### 3 開札日時及び場所等

(1) 日時 平成29年 4月24日（月） 午前10時00分

(2) 場所 〒730-0037

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ5階

地方独立行政法人 広島市立病院機構 本部事務局 契約課

電話 082-569-7836

(3) 配布資料の交付場所・仕様書の問い合わせ先

上記(2)と同じ

(4) 入札書の提出方法等

ア 提出方法

入札書を持参又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。また後記の提出期限までに必着のこと。）に限る。

イ 提出期限

平成29年 4月21日（金）午後5時まで

ウ 提出場所

前記(2)と同じ。

(5) 入札回数

ア 入札回数は、1回限りとする。

### 4 その他

(1) 入札者に求められる義務

この一般競争に参加を希望する者は、上記2(5)に掲げる関係書類を平成29年4月19日（水）午後3時までに、「病院機構 本部事務局 契約課」に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、病院機構から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 入札の無効

本件公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他地方独立行政法人広島市立病院機構契約規程（以下「規程」という。）第6条に掲げる入札書は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると病院機構が判断した入札者であって、規程第7条及び第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約金額

落札者の入札金額に100分の8に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(5) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日に支払予定総額（契約単価に予定数量を乗じた額

の総額。以下同じ。) の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、本機構の契約規程第 28 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(6) 契約書の作成

- ア 落札者は、病院機構と契約書を取り交わすものとする。
- イ 落札者が前記アによる契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。  
また、落札決定を取り消された者は、損害賠償金として支払予定総額の 100 分の 5 に相当する額を病院機構に支払わなければならない。
- ウ 契約書は 2 通作成し、病院機構及び落札者がそれぞれ各 1 通を保有する。
- エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書の様式は交付する。
- オ 本契約は、病院機構が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

(7) 特約事項

必要な特約事項については、病院機構の契約書等に明示するが、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わない。